

令和7年第3回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和7年 9月 2日
本日の会議 令和7年 9月 19日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀眞議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木秀一君	議事課長	山口聰一朗君
課長補佐	江口美和子君	主査	山村潤哉君

説明のため出席した者

町長	吉田慎一君	副町長	荒木重臣君
教育長	金崎良一君	総務部長	青田浩二君
建設産業部長	山崎禎三君	住民福祉部長	宮司裕子君
健康保険部長	山本昭彦君	水道局長	渡部守史君
会計管理者	田中一之君	教育次長	荒木隆君
企画財政部理事	中村元則君	住民福祉部理事	細田愛二君
教育委員会理事	鳥山勝美君	総務課長	大山康彦君
契約管財課長	永野英明君	地域安全課長	金子寛之君
財政課長	北野靖之君	税務課長	福本美也子君
収納推進課長	小川貴弘君	教育総務課長	久原和彦君
生涯学習課長	中尾盛雄君		

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 12時03分

令和7年第3回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

令和7年9月19日（金）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件 名	備考
1	48	長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	※総務
2	49	長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	※産業
3	50	長与町水道給水条例及び長与町公共下水道条例の一部を改正する条例	※産業
4	53	町道路線の廃止について	※産業
5	54	町道路線の認定について	※産業
6	55	令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）	※総務 ※産業
7	56	令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
8	57	令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※総務
9	58	令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
10	59	令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産業
11	60	令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総務 ※産業
12	61	令和6年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
13	62	令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
14	63	令和6年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
15	64	令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※産業
16	65	令和6年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産業
17	66	令和6年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産業
18	70	さくら野東地域交流センター建設工事請負契約の締結について	
19	71	長与町教育委員会教育長の任命について	
20	—	議員派遣の件	
21	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。委員会審査、大変お疲れさまでした。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第48号長与町議会議員および長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例から、日程第5、議案第54号町道路線の認定についてまでの5件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

おはようございます。それでは総務厚生常任委員会の報告を行います。審査日は令和7年9月8日から11日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査を行いました。まず、議案第48号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告を申し上げます。提案理由、主な内容として、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、長与町議会議員および長与町長の選挙における公費負担の限度額に係る所要の改正を行うもの。第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額を、第11条は、選挙運動用ポスターの作成における公費負担の限度額を、それぞれ引き上げるもの。以上の説明がありました。主な質疑として、ビラとポスターの単価をそれぞれ引き上げるという改定だが、単価の引き上げの理由、算出根拠は何かに対し、国が示した金額であり、それに準じて条例を改正するとの答弁がありました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。報告を終わりります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第48号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

中村産業文教常任委員長。

○9番（中村美穂議員）

皆さんおはようございます。令和7年第3回定例会本会議におきまして、産業文教常任委員会に付託された議案について報告いたします。審査日は令和7年9月8日から11日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き、審査いたしました。議案第49号長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の提案理由、主な内容は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため部分休業制度が拡充されたことにより、職員は、部分休業について、1日につき2時間を超えない範囲内の形態と1年につき10日相当を超えない範囲内の形態、いずれかを選択して取得可能となることから、減額の対象となる部分休

業について、現行の1日の勤務時間の一部を全部または一部に改めるもの。施行日を令和7年10月1日とする。以上の説明がありました。主な質疑としては、特記すべき質疑はありませんでした。全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第50号長与町水道給水条例及び長与町公共下水道条例の一部を改正する条例の提案理由、主な内容は、令和6年能登半島地震を受け災害その他非常の場合において、町長が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置および排水設備に関する工事ができるよう所要の改正を行うもの。施行日を公布の日とする。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、災害のときにこの条例があれば県外の自治体が指定した業者も工事を行うことができるようにするための改正かに対し、国からの通知で能登半島地震において、水道事業者が管理する配水管が復旧しても個人が管理する室内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化した。これは室内配管工事を行う地元業者の数が被害の規模に対して少なかったことや業者自身が被災したことなどの要因があり、改正を行うもの。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第53号町道路線の廃止について。提案理由、主な内容は、斎藤郷西側埋立地への事業所設置の立地協定締結に基づき廃止する路線番号817、長与港西側4号線の1路線、以上の説明がありました。また、現地を調査いたしました。主な質疑は、特記すべき質疑はありませんでしたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第54号町道路線の認定について。提案理由、主な内容として、嬉里丸田宅地開発の道路整備に伴い新たに認定する路線番号1408番、ヒナタヒルズ12号線の1路線、以上の説明がありました。また、現地を調査いたしました。主な質疑で、特記すべき質疑はありませんでした。全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第49号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第50号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第53号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第54号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第48号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第49号長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第50号長与町水道給水条例及び長与町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

11番、金子議員。

○11番（金子恵議員）

議案第53号町道路線の廃止についての反対の立場から討論をいたします。まず私は、西側埋立地の活用そのものに反対しているわけではありません。地域経済や雇用の面からも企業誘致やその活用が進むことは大いに賛成しています。しかし、その前提として進められる町道廃止については、手続きの正当性と合理性に納得しているわけではありません。道路は町民全体の共有財産であり、特定の売却計画を前提として廃止することには慎重さが求められます。ところが今回の議案は売却のプロセスに関しても、なお不

透明さが残ると感じているとともに、当然の前提として廃止を認めよという形になっております。これは議会が表面だけを見て追認することになりますが、補正予算の審査の際に自らが指摘した構図と同じであります。町民にとって大事なのは、売却そのものは是非ではなく、その過程が公平で透明であることです。信頼できる手続きの上に成り立つ町道廃止でなければ、一議員として賛同することはできません。以上の理由から賛成することができず、よって、本議案に反対といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は議案第53号に反対の立場で討論いたします。当該議案および議案第55号につきましては、西側埋立地協定に関する議案であり、議案そのものを審査する過程においては、委員会では同僚議員の賛成討論に対して、何ら反対する議案ではありません。本議案の町道廃止に伴う配水管除去経費および捨土整備など、議案55号補正予算との連携があります。私は、立地協定および西側埋め立てについての公売に対して3点の疑義を感じています。1つ目の疑義につきましては、西側埋立売買において、購入希望者は私が知る限り3件ありました。その中で役場側の権限を持つ立場の人物との交渉の経過があるにも関わらず正式な公売公告もしない中、当該法人との随意契約が結ばれています。随意契約自体は合法であると思っていますが、売買希望者聞き取り調査の中では、我が町の権限を持つ立場である人物は、購入希望者の1社に対して坪35万という高額な単価を表示したと聞いています。また、他の2社につきましては、造成単価以下では販売できないという発言があったと聞いています。なぜ、この3社に対して今回の情報を流さなかったのか。公売広告は義務ではないかと私は疑問であります。

2つ目の疑義は、当該地は16億7,000万円をかけ企業誘致を目的とした土地であり、1坪当たり19万7,000円の単価に値します。既に購入された企業におきましても、坪19万7,000円で販売をしています。また、17日のこれは地方新聞でしたが、県内の土地の基準地価におきましては、土地単価4年連続高水準を維持しているという掲載もあります。どのような基準で単価7万円と設定をされたのか。常識では考えられない単価であります。売れないので単価を安くしたという答弁でありますが、造成金額を含め既に販売されている企業に対し、どのような説明をするのか。また、町の損害を考えたことがあるのか。大きな疑義が残ります。

3つ目の疑義は、当該法人におかれましては、昨年多額の企業版ふるさと納税がなされています。総務省通達に問題はないのか。時津にある法人がなぜ長与町に企業版ふるさと納税をされたのか。よく理解できません。それからこの疑義の別ですが、それから当案件については、6月3日、全員協議会において説明がなされてますが、また、いつ

のように立地計画をすでに終えてからの事後の報告であります。質疑するにも急な資料の提供であり、質疑さえできない状態でありました。その後、私はこのことを踏まえ当物件に対し精査を行っていますが、疑問点が数点あり現在までまだ調査中であります。その中の1つ、ふるさと融資制度につきましては、市町村が融資に対する窓口となり長期の無利子資金を融資する制度で、地方公共団体は、資金調達のために地方債を発行し、その利子分の75%が地方交付税で処置をされるとあります。この交付税につきましても国民の税金であります。あの25%は、私たち長与町の負担となります。当該法人のホームページを見ると、当該地においての投資を26億円というふうなことで掲載をされています。借り入れ融資額は不明でありますが、当該法人は上限7億円、無利子15年の借り入れが可能となります。今回の議案第55号においては、約1,790万の計上であります。今後発生する25%の金利補給につきましては、説明すら行われていません。今後、当利子の補助に対する補正予算が出てくるのは間違いないかもしれません。私の勝手な想定であります。起債の利子を基に試算をすると、相当額の利子補給が予定されています。いつも申し上げてますように、元、前町長におかれは何事においても事前に議会に報告がなされていましたが、今回は残念ながら報告がなされていません。俗に言う議会軽視であると私は思っています。私は、今後の長与町の負担の利子など、後の長与町における影響調査に時間がかかり、また、正確な利子の算出などできていない中の議案に賛成はできません。本議会での町長の公的な発言の中、財政は健全であると楽観的な発言がありました。来年度、長崎県に対する交付税につきましては、61億円の減額が予想されていると聞いています。また、今回、産業文教常任委員会で農業者との意見交換が設定された中でも、農業者の補助要求に対しても行政側からは予算がないと言われ、多くの不満の声が聞かれました。町長の財政感に対して私は違和感があります。監査委員が提言されたように経常収支比率におきましては硬直化し、財政力指数においてもどんどん厳しさが増す可能性があります。今後の財政健全化を真剣に検討をお願いするところであります。そのようなことから今回の当議案に対しましては、審議未了と判断し、反対討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

賛成、反対いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第53号町道路線の廃止についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第54号町道路線の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第55号令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）から日程第10、議案第59号令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

それでは議案第55号、令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）の中で、総務厚生常任委員会に付託を受けました部分について報告を申し上げます。提案理由、主な内容として、企画財政部では、財政調整として繰越金のうち、1億1,132万1,000円を計上。また、債務負担行為補正では、納付書処理業務委託を追加、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額342万8,000円を計上。総務部では、6月25日に立地協定を締結し、西側埋立地へ進出予定の企業へ売却予定の土地の測量分筆委託料として167万4,000円を計上。同じく整備工事費として1,483万3,000円を計上。住民福祉部では、高田保育所2階トイレ工事費として18万5,000円を増額計上。これは機能強化を図る上で安全性、耐久性を高めるために工事内容を見直し、不足分を計上するもの。また、備品購入費4万円計上。これは聞き取りにくい方への取り組みとして、窓口に軟骨伝導集音器を設置するもの。健康保険部では、介護保険特別会計繰入金8万1,000円を増額。これは令和7年度介護保険者機能強化推進交付金の確定に伴う内示額との差額分で、高齢者交通費・健康づくり助成金に充当するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、総務部では、造成時は坪20万円前後かかったと聞くが、鑑定で7万円となった根拠は何か。急激な値下げではないのかに対し、令和3年度に時津町の事例を参考に坪10万円程度と設定。令和5年末に鑑定を委託した結果、7万円程度となった。鑑定士が近隣市町の埋立地の価格を参考に評価したもの。以上の答弁がありました。次に、町有財産の売却は、本来公募すべきではないか。広報紙の他、情報提供など簡易的な形で行ったのかに対し、広報ながら、業界団体等への情報提供の他、窓口で常時募集しており、公募に当たると考えている。普通財産の売り払いは民法に基づくため法律上の告示公告の義務はなく、当初から公募という形で対応をしてきた。との答弁でした。立地協定は、随意契約の一種か。なぜ競争性のある方式、公募型プロ

ポーザル等をとらなかったのかに対し、政策目的としての企業誘致は随意契約、施行例 167条の2第2号に該当する。町の埋立地は、規模が小さく形もいびつで企業が求める広さや立地後の騒音、環境問題など精査する必要があり、以前から随意契約の形をとってきているとの答弁でした。今回の整備費1,500万円で終わるのか。今後防波柵など追加の財政負担はないのかに対し、北側区画の土砂撤去は町負担とするが、町道部分は現況のまま渡す。防波柵などの整備は予定していない。との答弁でした。次に、企業との協議は令和6年1月から始まっていたのに、議会への報告は令和7年6月3日、協定直前だった。議会軽視ではないかに対し、正式に進出することが決定したのは、令和7年4月、それまでは不確定であったため報告できなかった。決定直後に全員協議会で報告した。との答弁がありました。

次に住民福祉部です。高田保育所トイレ工事費について安全性、耐久性との説明だが、なぜ工事が必要になったのかに対し、当初は3、4歳児利用を想定していたが、異年齢保育の開始で5歳児も利用することになった。便座間に壁を設置し、カーテンで囲って簡易的に個室化する計画である。次に、安全性、耐久性に加え年齢的にプライバシー配慮の工事ということかに対し、プライバシー配慮も目的である。当初は完全個室化を計画したが狭くて危険なため変更、真ん中についたてを置き周囲はカーテンとする予定との答弁でした。次に軟骨伝導集音器については、現在も助聴器を導入していると思うが、なぜ新たに購入するのかに対し、今回の軟骨伝導集音器は、耳に引っかけて使うタイプ、助聴器は、単に集音をするだけだが本器は説明者の声がマイクを通して直伝わる。利便性向上が期待できるためまず1台導入し、福祉課に加えて、介護保険課、健康保険課でも使用し、今後の有用性を検討する。以上の答弁でした。次に企画財政部、健康保険部では、特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議案第56号令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を報告いたします。提案理由として、歳入歳出それぞれ4,773万8,000円を追加し、補正後の総額を44億2,511万7,000円とするもの。歳入は、前年度決算に伴い確定した繰越金を計上。歳出は、収支調整のため予備費4,773万8,000円を計上した。以上の説明がありました。主な質疑として特記すべきものはありませんでした。こちらは慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、議案第57号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を報告いたします。提案理由、主な内容として、歳入歳出それぞれ53万9,000円を追加し、補正後総額7億6,823万円とするもの。後期高齢者医療広域連合納付金は、出納整理期間に収納した前年度分保険料を長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するため53万9,000円を計上。以上の説明がありました。主な質疑として、特記すべきものはありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を報

告します。提案理由として、保険事業勘定は、歳入歳出それぞれ2億3,839万2,000円を追加し、補正後の総額を35億4,965万5,000円とし、介護サービス事業勘定は、歳入歳出それぞれ318万9,000円を追加し、補正後の総額を3,569万円とするもの。主なものは、保険事業勘定は、国、県補助金確定、繰越金確定、システム改修対応、返還金処理で、介護サービス勘定は、繰越金、予備費の計上。以上の説明がありました。主な質疑として、特記すべきものはありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第55号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第56号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第57号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第58号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○委員長（中村美穂委員）

議案第55号令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）の産業文教常任委員会に分割付託された分について報告いたします。提案理由、主な内容として、建設産業部産業振興課では、農道等補修工事費は、長与岡北土地改良区において配水管の修繕を3カ所予定。都市計画課では、高田南土地区画整理事業特別会計の令和6年度決算の確定に伴い繰出金を13万8,000円減額。教育委員会生涯学習課では、勤労青少年ホームの屋上膨張タンク補給水管漏水修繕、4階の軽スポーツ室の空調機漏水修繕などを計上。長与皿山隣接地の1区画分の土地購入費、運動公園広場のジャングルジム修理、天満宮公園のトイレ天井修理などを計上。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、建設産業部産業振興課では、農道補修工事の補修が必要な箇所はどういう経緯で決定するのかに対し、農業者から配水管の漏水状況の報告を受けて実施しているという答弁でした。都市計画課は、特記すべき質疑はありませんでした。教育委員会生涯学習課では、赤絵窯の調査は、国や県の補助金は利用できないのかに対し、協議中である。皿山の旧渡邊邸の調査では補助金を使っているという答弁でした。用地購入の場所は公園計画があったと思うがどうなのかに対し、以前、皿山窯跡保存整備基本構想があつたが、周辺の土地活用が変わってきていたため、調査や保存方法など一番いい方法を考えていきたいという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

続きまして、議案第59号令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由、主な内容は、歳入歳出予算の総額4億2,222万7,000円を変更せず、歳入予算の財源組み替えを行うもの。一般会計繰入金を13万8,000円減額し、繰越金を13万8,000円増額する。前年度の決算の実施収支額の確定に伴う歳入予算の財源組替という説明がありました。主な質疑は、特記すべき質疑はありませんでした。全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず議案第55号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第59号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第55号の討論を行いますが、総務厚生常任委員会では、否決の判断でしたので、賛成討論から行います。

賛成討論はありませんか。

2番、堀議員。

○2番（堀真議員）

私は、令和7年度一般会計補正予算（第3号）に賛成の立場で討論いたします。先週、開かれた委員会では、西側埋立地の整備に関して反対をいたしました。本土地の売却の際に公募をされたわけですが、その方法が広報紙の掲載などに限定されており、町のホームページには掲載しなかったことや、競争入札という手法をとらず随意契約による売却であり、競争性や公平性が担保されていないと考えたからです。しかし、改めて検討した結果、整備予算以外の事業は、もともと執行すべきという考え方であることや約20年間土地が売れていなかった中で、随意契約に至ったという経緯があること。本土地を売却すると約1.9億円の収入が見込める。固定資産税等で貴重な財政収入が今後も入る予定があるとのこと。それから現時点では、本土地売却の契約に関して違法性が何らないものと判断したことから、賛成討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は55号に対しましても、反対をいたします。内容につきましては、53号で申し上げたとおりでございます。それで今、委員長の報告をちょっと聞いておりまして、公告を理事者側はやったという感覚でおられるみたいですが、9月5日の本会議の質疑

におきましては、公告はいたしておりませんという発言があつております。これはどちらをとつたらいいんでしょうかね。この辺は私はちょっとこれについても、また、疑義を感じております。それからこの土地につきましては16億7,000万円という金がかかっております。当然、起債処理をして今まで金利も付けた中でかなりの金額になります。だから私どもの行政の損害の金額を完全に把握されているのかどうか。そして今度、企業がこられて何年でこれを完済できるのか。その分が非常に私は不透明であると、そういう風に思つてます。それから先ほど申し上げましたように、利子のことにつきましては、一切お話が委員会ではあつておりません。この利子につきましても先ほど申し上げましたように、25%は長与町独自の負担、75%は交付税処置でございますけど、これも国民の税金であります。従いまして、その判断について非常に私は疑義を持っております。こういうことないよう他のその議案の内容につきましては、反対するものではありませんが、この案件につきましては、私は、審議未了という形で、私は反対をせざるを得ないと思っております。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

8番、浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

議案第55号長与町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論いたします。今回の予算審議において、2款総務費の本町が企業立地を目的に売り払いを予定している西側埋立地の町有地に関わるものとして、その契約方法、契約の公平性、また契約について何らかの便宜が図られているのではないかなど、疑義が持たれる趣旨の質疑が活発に行われました。まず契約の方法については、競争入札に基づき行うべきではないかとの問い合わせに対し、自治法施行令167条の2、第1項第2号を根拠に随意契約で行うとの町の答弁があり、一般的には、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし、または、その目的を究極的に達成する上で、より妥当であるという解釈が示されていて、今後の随意契約による契約は正しい対応だと思っております。次に、過去に3社の土地購入の申し込みがあって10万円の土地価格が提示されていたものが、今回7万円の売り払いになつてるのはおかしいという趣旨の質問には、確かに最近では販売価格を10万円ぐらいでと予定をしていたが、今回正式に契約を行うという段階で販売価格の単価の根拠を明確にするために当該土地の鑑定評価を行つたところ、7万円という評価額に至つたことで示された評価額での契約を行つたということでありました。参考までに法においても不動産鑑定士の責務として不動産鑑定士の信用を傷つけるような行為をしてはならないと厳しく示されており、不正が予見できるようなものは全くないと思っております。従つて、この対応も正しい対応だと思っています。なお、以前に3社の土地購入の申し

込みがあつて、いつのまにか記録はないのかという質問について、町の答弁では、記録がないということでありました。また、令和6年と7年に相手企業より企業版ふるさと納税により、本町に寄付がされている事実があり、そのことで土地の売り払い契約に何らかの便宜が図られたのではないか。不正があったのではないかなどの疑義を呈する発言があつておりました。ちなみに所管課に後日納税の時期を確認したところ、正確には令和5年と6年度に寄附があつたということでありました。疑義を持つことは各議員の考えによるものと思いますので、これを否定するつもりは全くありませんが、私の考えでは、今後長与町に土地を求め新たに工場を造って操業していく上で、本町の地方創生の取り組みに対し寄付を行うことは、町への貢献と企業自らが享受することができる法人税の軽減効果を目的に行ったものであつて、何ら疑義を持たれるようなものではないと思っておりますし、大変ありがたいことだと感謝しております。また、今回の企業立地については、今後の長与町の行政運営に大きく寄与するものと信じております。以上のことにより本補正予算案につきましては、適切な対応であり賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

○11番（金子恵議員）

11番、金子議員。議案第55号について、反対の立場で討論を行います。まず最初に明確に申し上げます。先ほど申し上げましたように、私はこの埋め立て地の売却そのものに反対しているわけではありません。長年、未利用のままとなっていた土地が企業立地により活用され、地域の活性化や雇用の創出につながることは、町の将来にとって極めて重要であり、方向性としては大いに賛成するものであります。しかしながら、その過程と手続きにおいて、なお、多くの不透明さが残されていることから議員として看過することができず、その責務を果たすため反対の意思を表明します。地方自治法第96条第1項第8号は、重要な財産の取得または処分について議会の議決事件であると定めています。これは町有財産が町民全体の共有財産である以上、その取得や処分に執行部だけではなく、町民の代表である議会の承認を必ず経るべきだという趣旨に基づいています。また、長与町が定める議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例においても、不動産の処分について一定の規模以上は、議会の議決を要することが規定されています。これらの法令、条例は、町民財産の処分が私事的に行われることを防ぎ、公平性、公正性を確保するための歯止めであります。さらに長与町財務規則第104条は、随意契約についての規定であり、原則として工事、製造、財産の売り払い、財産の買い入れなどについて金額基準を設けています。続く104条の2では、随意契約を行う場合には、原則として2人以上の者から見積書を徴しなければならないと定められています。これは売り払いに関しても同様です。これは売却の場合にも適用される規定であり、少なくとも形式的にも複数社の見積りを得て公平性を担保しようとする趣旨であります。しかし、今回の町の説明は、庁舎窓口で日常的に募集していたの

で、それが公募に当たるとの答弁がありました。これが町民の目から見て真に公募と言えるのか、私は極めて疑問に思うところあります。形式的に告知をしていましたにすぎず、広く企業や町民に周知していたとは言えません。また、総務省が示している普通地方公共団体の財産の取得、管理および処分についての通知や公有財産の適正な管理処分に関するガイドラインにおいても財産処分は原則として公募により行うことが求められています。随意契約は例外であり、特別な理由がある場合に限られると明記されています。つまり国としては、町有地を売る際には透明性を持ち誰もが参加ができる公募を行うことが大前提であり、これを軽視してはならないのです。次に価格の経緯についてです。当初は坪20万円で販売予定とされていた土地が令和3年に10万円へと値下げされ、さらに直近の鑑定では、坪7万円という結果と聞いています。長年の販売努力にも関わらず買い手がつかなかったという事情は理解いたします。しかし、これが答弁で繰り返してきた埋め立て地は20万円でなければ売らない、との説明との整合性がとれなくなっていることは事実です。町民からすればなぜ急に半額以下に下がったのか。他に希望者がいても知らされなかつたのではないかという、不信を抱くのは当然であります。この不信は価格そのものよりもむしろ説明の不十分さ、経緯の不透明さから生じている。そのように感じております。本件をめぐる質疑の中でも複数の議員から公平性、公正性の観点が強調されました。町民にとって最も重要なのは、売却の相手がどこか。価格が幾らかだけではありません。手続きの過程が公正であり、誰もが納得できる透明性を備えているかどうかです。仮に今回の売却先が適切であったとしても、その過程が閉ざされたものであれば町民の信頼は損なわれます。公平性を欠いた取り引きは、結果が適切であっても疑念を残す。これこそが議会として重く、最も重く受け止めるべき点です。さらに重要なのは、この案件が今後の町有財産処分における前例となることです。庁舎窓口で告知をしていれば公募とみなせる。随意契約でもやむを得ないという考え方が慣例化してしまえば、町有財産の処分は恣意的に行われる余地を広げてしまいます。町の財産は町民全体の財産であり、恣意的な処分を認めることは、町民の信頼を根底から搖るがすることになります。議会の役割は、執行部の提案を追認することではありません。むしろ町民の立場に立ち、行政の判断が公平、公正、透明に行われているかを最後にチェックすることこそ、私たちに課せられた義務であります。この案件に対して反対という意思を示すことは、単に売却を妨げるためのことではなく町有財産処分の在り方を正し、町民の信頼を守るためであります。また、補正予算の審査は、一見すると整備費約1,500万円を認めるか否かという単純なものに写ります。しかし本質的には、この整備が前提とする売却プロセスの正当性が問われていると思います。表面だけを見れば、整備するのは当然だから賛成と言えるかもしれません。けれども議会は決して表明しか見ない追認機関であってはなりません。むしろその前提や経緯を精査し、町民に説明可能な形で意思決定を行うことこそが議会の責務であると考えています。補正の是非を判断するに当たり売却の進め方に納得ができない以上、それを正しく審査することは不可

欠であり、決して本筋から外れた論点であるとは思っておりません。改めて申し上げますが、私は埋め立て地壳却そのものには賛成です。地域の発展に寄与する企業誘致は必要であります。しかし、その現実のために手続きの不透明さや公平性を犠牲にしてはならない。むしろ将来にわたって町の発展を支えるためにこそ、町民から信頼させるプロセスが必要なのです。今回の原案を承認してしまえば、議会がチェック機能を放棄し不透明な行政運営を追認することになります。私は議員としてその責任を果たすため、そして、町民の信頼を守るため、この議案に反対いたします。以上で討論を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

私はこの議案第55号に、賛成の立場で討論を行います。私は委員会での採決では、反対をいたしました。そして、この本会議では賛成を表明いたします。一つの議案、とりわけ同じ整備費の部分に関わって委員会と本会議での態度を異にすることは違法性はないものの、慎まなければならぬとされております。委員会での審査を終え、続く採決までの間に躊躇し、判断の揺らぎを生じた結果であります。恥ずかしながら私の未熟さゆえのことであります。本会議採決で退席するという手法もありますが、それでは意見の表明ができず、説明責任から逃げた形になります。本会議で委員会での意思を翻した理由は、判断を改むるにはかかることがあってはならないとの思いであります。さて、本題に入りますが、本年令和7年6月、西側埋立地への進出を希望する企業と本町との間で立地協定が締結をされました。これは本契約ではありませんが、随意契約の一種であるということを委員会質疑で確認をいたしました。当該区域は、長年にわたり利活用がなされてこなかった場所であり、今回の進出は地価を低廉な価格に落としたとしても、有効価格と有効活用と雇用創出の観点から歓迎すべきことと考えます。また、当該企業は、協定締結に先立ち、令和5年および6年に企業版ふるさと納税制度を通じて、本町へ寄付をしていただいております。長与町の新図書館等複合施設への活用、そして、本町の発展を願つてのものであり、深甚なる謝意を表するものであります。一方、内閣府は、企業版ふるさと納税について、行政、企業、双方が便宜供与と誤解されることがないようにと繰り返し注意喚起を行っております。企業は社会貢献をするとともに、利益を追求する存在である以上、一定の懸念を示し注意を促す。このことは極めて当然であると考えます。また、行政を住民の立場からチェックする機関である議会は、委員会での審査を通じて疑義があれば具体的に質疑し、透明性と公平性について私以外にも複数の委員が質疑を行いました。これは行政と企業との間であらぬ癒着の疑惑や不信感を招けば、それは企業にとっても、また行政にとっても、またチェック機関である議会にとっても、大変不名誉な事態となってしまうからであります。事実関係を明らかにしようと努めることは、議会そして議員として当然の責務であります。委員会での審査を経て

もなお疑義を完全に払拭することはできませんでした。一例を挙げますと、政策目的での随意契約です。地方自治法施行令で政策目的随意契約が可能な場合の事由として、少額の場合、緊急性がある場合、特定の事業者でなければならぬ場合、また、それに準じる合理性がある場合や公募や入札では、政策目的が十分達成できない場合などが挙げられています。そのまた例として、特定の企業が唯一当該地域に進出し雇用を創出できる場合は、随意契約が可能と私が参考にした文献で確認をいたしましたが、当該企業だけが進出を希望していたか否かに関連した質疑での答弁では、判断する明確な答弁は読み取れませんでした。また、令和4年9月議会で、同僚議員の一般質問の中で、西側埋立地の地価を引き下げても売却する。こうした提案がされました。その際、所管課は、公募型プロポーザル方式など、つまり一定の競争性を持たせることを研究する旨、答弁はしてありました。にも関わらず、これが行われなかった点も疑義が残りました。これらを含め合計4つの問題を私は指摘をし、委員会の結審で反対をいたしました。ただし、本町職員が意図的に公正な職務を怠ったとか、便宜供与があったと決定づける明確な証拠を示す、こうした答弁を引き出すには至っておりません。こうした中にあって私がこの本会議で反対し、整備費削除を求める立場に立つということは、本町の職員に私的な瑕疵、便宜供与があったものと断定したと受け止められかねず、それは不本意であります。苦渋の選択ではありますが、以上の理由により最終決着の場であるこの本会議においては、批判を覚悟で賛成の意を表します。また、行政当局におかれましては、協定締結から整備費計上までの一連の行政行為について複数の所管で横断的に行われたものを、委員会質疑では管財課が一手に引き受け答弁対応をされました。その心労はいかばかりかと抨察いたします。複数の議員から出された手続きの公平性、公正性への疑義は、管財課だけではなく町全体の問題として全体的に協議し、内閣府の解説書に記載されている注意喚起、すなわち一般競争入札や指名競争入札による場合と比べて、より一層手続きの公正性、透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があります。とありますが、この努力を今後行政当局には行っていただけるものと信じ、討論をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は、議案第55号について賛成の立場から討論いたします。本補正予算は、歳入歳出にそれぞれ9,197万2,000円を追加し、予算総額を169億9,291万円とするもので、複数の公共施設の修繕や農地の補修、過年度の各種負担金補助金の返還などについては、経常的経費として問題のない予算となっております。臨時の経費の歳出としては大きく2点、窯跡調査のための文化振興費の中の用地購入費800万円と西側埋立地の売買契約に必要な整地のための財産管理費、整備工事費、約1,500万円があり

ますが、窯跡用地購入費については、発見された窯跡が貴重な江戸時代の赤絵窯跡と推定されていることから、文化財保護の観点から一定の支出を行って、これを保護することは行政として必要なものと考えます。しかしながら、本町の財政は決して余裕のある状態ではなく、近年は毎年度決算についての監査委員から硬直状態であることが指摘されており、国や県などから補助がないまま、住民福祉に直結しない事業に今後も何千万円、何億円も無制限に支出することは認められませんので、今回の窯跡の遺構についても慎重に調査をした上で、どれだけの価値があるものかは一定結論を出すこと。今後、県や国の補助を活用すること。そして、遺構をただの文化財とせず可能な限り、観光や産業の振興に結びつける努力をすることは求めたいと思います。

西側埋立地の整地予算につきましては、整地の前提となっている立地協定や価格決定のプロセスなどへの疑義から所管する総務委員会では、この事業予算について賛否が拮抗し、最終的に委員長裁決によって否決されておりますが、20年以上も売れ残り何の生産性もなく空き地としてあるだけの土地を値下げするのは何ら不自然ではなく、値下げといつても、そもそも従前が本来の純粹な土地としての価格ではなく、造成にかかった費用を回収するためという言わば本町の都合でその費用を上乗せした価格であつただけで、その値段に納得して買ってくれる企業があればそれでよかったです、現実には売却に至っておりませんので、転嫁することを止め、純粹な現状の土地の価格である鑑定額相当で売却することは至って当然のことと考えます。売却に当たって、例えば先着順や少しでも高く買ってくれるところに売るという形をとってしまいすると、本町へ立地することがふさわしくないと思われる企業への売却につながりかねず、公募や入札という形をとらなかつたことも理解できます。産業が極めて少ない本町にとって工場が建つことは貴重な雇用と税収の継続的な確保につながるものであり、財政硬直の状態であるからこそ、確証のない疑義で適法な契約を妨げることは、本町の発展にとってマイナスであり、これを否決することは、町ではなくむしろ議会が町民からその判断に疑義を持たれかねません。以上、いずれの事業および予算についても問題ないと判断いたしましたので、本補正予算に賛成いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

賛成、反対、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第55号令和7年度長与町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、総務厚生常任委員会が否決、産業文教常任委員会は可決です。よって、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第56号令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第57号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第58号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第59号令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理

事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時30分～10時45分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を開いています。

日程第11、議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第17、議案第66号令和6年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてまでの7件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

それでは議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、総務厚生常任委員会に付託を受けました部分の提案理由、主な内容を報告いたします。歳入決定額は、170億5,234万6,222円で、前年度比7.2%の増加、自主財源である町税の調定は1億4,300万円の減少。要因は、町民税が定額減税などにより1億7,700万円の減となったためである。歳出決算額は159億3,265万8,312円で、前年度比8%の増加。これは扶助費、普通建設事業費、繰出金等が増加したことによるもの。歳入歳出差し引き残高は11億1,968万7,910円。令和7年度への繰り越し額は4億6,221万5,910円。以上の内容の他、経常収支比率の状況ならびに健全化判断比率などの説明を受け、また、所管ごとに事項別明細書に基づく詳しい説明を受けました。主な質疑として企画財政部財政課では、臨時財政対策債は令和7年度からなくなるが後年度に国から確実に措置されるのかに対し、臨時財政対策債の今年度発行はゼロとなっており、今後どうなるかは不明。元利償還を含め全て地方交付税で措置されるとの答弁でした。次に経常収支比率が92%と高いが財政の硬直化を考えるべきかに対し、かつては70～80%が妥当と言われたがそれは昭和40年代の目安で、現在は全国平均、県平均とも92%程度で、長与町と同じ。90%台だからといって直ちに逼迫とは言えない。事業費や人件費、物件費の増加により、全国的に90%前後で推移しているとの答弁でした。次に政策企画課では、公共施設劣化状況調査の結果に基づく改修計画はできているのか。議会への報告はあるのか。に対し、中間見直しとして調査、改修スケジュールの見直しを行っており、現在、庁舎内で検討中。完成後は計画書としてホームページ等で公表する予定との答弁でした。次に10年計画の中間5年目で見直し中のことだが進捗は計画のとおりかに対し、一部は財源の都合や修繕での様子見など時期を調整しているが、おおむね計画どおりとの答弁でした。次に税務課、収納推進

課におきましては、徴収率が高く評価されているが、向上の理由や具体的な取り組みは何かに対し、滞納者の実情に応じた滞納整理に加え預貯金等照会の電子化で迅速な対応が可能となり、さらにコンビニ納付や電子マネー、共通納税、こうふりネットなど、納付環境の整備が進んだことで収納率が向上しているとの答弁でした。次に、総務部総務課では、例規集追録費用は幾らか、電子化で費用が下がったのかに対し、約445万円、電子化により作業負担は軽減されたが、費用は大きく変わっていないとの答弁でした。次に、性の多様性研修の効果はあったかに対し、初めての講演会を通じて意識が高まるきっかけになった。今後も継続的に理解促進を進めたいとの答弁でした。次に契約管財課では、西側埋立地の貸付収入と売却後の見込みはどうかに対し、351万円のうち213万円が西側埋立地の貸付収入である。売却した場合、残地の貸付収入は65万円程度になる見込みとの答弁でした。コミュニティホールの光熱費案分はどうしているのかに対しては、子メーターで計測し、カフェ部分を精算して事業者から負担金を受け入れているとの答弁でした。次に、地域安全課におきましては、消費生活相談は増加傾向かに対し、ニセ電話詐欺は増加傾向で146件中13件が詐欺関連、国や県の情報を基に広報紙で注意喚起を行っているとの答弁でした。次に防災倉庫解体費を予備費用した理由は何かに対し、老朽化が進み倒壊の恐れがあり、台風時期前に緊急解体を実施する必要があったためである。との答弁でした。次に、新防災倉庫の設置場所は将来の土地利用を考慮しているのかに対しては、現倉庫位置ではなく奥に設置予定。跡地利用の計画は未定だが、関係所管と協議の上で決定していくとの答弁でした。次に情報政策課におきましては、LINE機能共同化事業の効果、職員負担や運用はどうかに対し、職員負担軽減は、量的には不明だが、一定の業務改善やサービス向上につながっている。仕組みの構築は情報政策課、運用は所管課が担うという答弁でした。次に秘書広報課ではホームページはクリックが複雑な箇所がある。改善できないかに対して、課内でも把握しており、改善点を精査の上、必要に応じて改修を検討することでした。次に住民福祉部高田保育所では、入所希望の状況や児童の年齢に偏りはあるかに対し、定員90名に対し96人が入所、0歳児から2歳児の希望が多く、特に年度末は入所困難となっているとの答弁でした。令和6年度決算で見えた課題はあるかに対し、子どもの体力や咀嚼力の発達に課題を感じる。体づくりを重視した取り組みを実践しているとの答弁でした。次にこども政策課では、ひばり学級の事業内容に応じて十分なスペースは確保できているかに対し、ほほえみの家の一角で実施しており、親子療育や相談事業に必要なスペースは確保できている。との答弁でした。次に住民環境課では、自治会で実施している拠点回収は高齢化に伴って必ず限界が来ると思うがどうかに対し、今回の指摘を参考に関係機関とも協議し検討していくとの答弁でした。次に福祉課では、社会福祉協議会運営補助金は固定額か、それとも変動するのかに対し、17人は固定だが、金額は人件費に連動して変動する。満額ではなく財政の査定が入る場合もあるとの答弁でした。次に健康保険部健康保険課におきましては、救急医療電話相談では、救急車の要否など

がどのように分類されているかに対し、令和6年度末の相談件数は県全体で1,801件、そのうち救急医療相談は1,247件、そのうち119番通報を勧めたのが201件、今すぐ受診を勧めたのが287件、医療機関案内が521件、応答率は78.9%。市町別では長与町が52件だったとの答弁でした。次に会計課に関しまして、納付書にQRコードが付いているものがあるが、住民にとって何か変わることはあるのかに対し、スマートフォンなどで自宅から納付できるようになり、PayPay やクレジットカードなど多様な支払い方法が可能になった。若い世代を中心に利便性が向上しているとの答弁でした。議事課、監査事務局におきましては、特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第61号令和6年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを報告いたします。令和6年度国民健康保険特別会計の収入済額は40億3,500万2,285円で、被保険者数減により前年度比6.5%の減となった。また、不納欠損額は555万8,572円、収納未済額は6,857万8,374円で、前年度比1,197万6,911円減少。支出済額は39億8,726万2,889円、前年度比6.7%減、不用額は1億7,604万8,111円。国保税収入は、7億5,142万1,252円で、前年度比5.3%の減。要因は被保険者数の減少によるもの。一般会計繰入金や基金取崩しで財源を補填し、繰越金は前年度比61.2%減となった。事業費納付金は10億2,600万3,332円で、前年度比9.2%の増。激変緩和措置の終了により負担が増加した。以上の説明がありました。主な質疑として、保険税収入の減少傾向が続く場合の影響は何かに対し、後期高齢者医療制度への移行や人口減少により、被保険者が減少し医療費総額は減るもの、高齢化によって1人当たりの医療費が増加。現役世代の構成比率も減少し、その結果、国保税収入が減少して運営が厳しくなっていくとの答弁でした。国保の運営の安定化のために都道府県単位の運営に移行しているが今後の見通しはどうかに対しては、県単位の運営は自治体間の不均衡をなくし、運営の安定化を図るための仕組みであり、県全体で支え合うことで特定の自治体が取り残されることはない。しかし、高齢化の進行によりしばらくの間は厳しい状況は変わらず、今後は国庫負担などの支援措置に頼らざるを得ない状況である。以上、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第62号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを報告いたします。提案理由、主な内容として、令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計決算は、収入済額7億4,441万6,059円、被保険者増により前年度比17.1%の増。不納欠損は5万372円、収入未済額64万1,900円、支出済額7億4,387万6,859円で、前年度比17.6%の増。不用額909万3,141円、差引残額53万9,200円。歳入では、保険料6億692万3,300円で、前年度比6.1%の増。督促手数料294件、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、繰越金、滞滯金、還付金、預金利子などを計上。歳出は、一般管理費が郵便料値上げ等で増加。徴収

費、広域連合納付金 7 億 3,804 万 8,120 円などを計上。収納率は、現年度 99.8%、過年度 66.17%、合計 99.86% で、前年度比 0.05% の減。平均被保険者数は、6,197 人。以上の説明がありました。主な質疑として、団塊世代が後期高齢者に移行している中で今後どのくらい被保険者が増えるのか。それに応じて保険料が増えていくのかに対し、年齢構成の高齢化に伴い各保険者から後期高齢者医療へ移行する方が増えるため、被保険者数は、今後もしばらく増加する見込み。それに伴い医療給付費も当面は増大を続けていくと考えられる。慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第 63 号令和 6 年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを報告いたします。提案理由として、令和 6 年度介護保険特別会計は保険事業勘定の収入済額 33 億 244 万 2,362 円、前年度比 1.96% 増。支出済額の総額は 30 億 5,450 万 8,200 円、前年度比 0.085% の増。保険料収納率は 99.78%、歳入では、国、県からの交付金、一般会計からの繰入金等を計上。歳出では、介護サービス給付費や地方包括支援、介護予防事業、認知症支援、生活支援体制整備などに支出をした。また、介護サービス事業勘定は、収入済額の総額は 3,094 万 8,185 円、前年度比約 1.1% の増。支出済額の総額は 2,775 万 7,619 円、前年度比 16.46% 増となり、ケアプラン作成や予防ケアマネジメントに係る経費に支出した。以上の説明がありました。主な質疑として、令和 6 年度決算を踏まえ課題は何か。次年度どう改善するのかに対し、課題は高齢化の進展で高齢化率は 29.5% に達し、施設受け入れ圧迫が懸念される。町としては、自立支援事業、めだか 85、お元気クラブなどに注力し、住み慣れた地域で生活できる環境づくりを進めている。ただし、参加者は固定化しており、介護度引き上げ申請も増えているため、給付費の増大を抑えるよう自立支援事業に注力をしたいとの答弁でした。次に、主要な施策説明書の財源内訳で、その他の額が大きい。何が含まれるのかに対し、他の大部分は第 2 号被保険者、40 歳以上 60 歳未満の保険料で、負担率 27% 分を支払基金交付金として計上している。さらに一般会計からの繰入金も含まれるとの答弁でした。慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第 60 号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 61 号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 62 号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 63 号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○9番（中村美穂議員）

議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての産業文教常任委員会に分割付託された議案について報告いたします。建設産業部産業振興課では、ふるさと長与応援寄附金に係る経費は、6年度のふるさと納税受付件数1万3,176件、寄付額3億4,850万5,500円に対する経費。高年齢者就業機会確保事業費補助金は、長与・時津シルバー人材センターへの運営補助金で、7年3月末会員数は398人、うち長与町民が281人、長与町有害鳥獣被害防止対策事業補助金は、町単独事業で、有害鳥獣による農作物の被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵、電気柵の整備26件に対する補助。捕獲事業は、イノシシ262頭、中型動物等59頭の捕獲に係る経費を6人へ補助。商店街活性化委託料は、中央商店街の賑わい創出事業として12月15日から翌年2月1日まで八反田公園、長与中央橋の2カ所にイルミネーションを設置し点灯。6年度は、西そなぎ商工会とも連携し、八反田公園に幼稚園児の作品をイルミネーションとともに展示して来訪者の増加に努めた。テイク・ア・ステップ支援事業補助金は、令和6年度新規事業で、商工会事業者の新事業展開や企業価値向上のための取り組みに補助を行い、中小規模事業者を支援するもので13者の申請があり3者が事業採択され、うち1者が長与町事業者、長与川まつり補助金は、郷土愛の醸成および本町の産業振興を図ることを目的に補助し、朝から長与川での神事と町内各所での川清掃、夕方からはふれあい広場でステージイベント、盆踊り、花火の打ち上げが実施された他、出展も行われた。土木管理課では、道路維持費の町道管理委託料は、シルバー人材センターに委託する低木剪定の他、街路樹の剪定、除草委託など35件。町道維持補修委託料は、町道維持補修業務の他、除雪作業等の委託料で10件分。工事請負費は、町道長与中央線舗装修繕工事、町道吉無田女の都線舗装修繕工事、町道高田線舗装補修修繕工事など127件分。街路事業費は、都市計画道路西高田線に係る経費で、測量設計委託料は、地質調査業務やのり面設計業務など12件分。街路整備工事費は、道路築造工事を中心に16件分。公有財産購入費は、7筆分の用地購入。補償、補填及び賠償金は、12件分の補償費、7年度への縦越明許費として、街路事業全体で1億7,276万円、事故縦越として9,160万4,000円を計上。公園緑地管理費の測量設計委託料は、中尾城公園の遊具設計業務委託等。公園整備工事費は、公園施設の維持工事、補修工事等で36件分、長寿命化対策工事費は、6公園の遊具設置工事。公有財産購入費は、（仮称）平尾公園の用地として西彼中央土地開発公社から買い戻しを行った。都市計画課では、下水道施設事業費負担金2,320万9,300円は、高田南土地区画整理地区内の長崎市下水道区域の工事に対する事業負担金。急傾斜対策工事費3,377万円。公有財産購入費5億3,480万1,217円は、高田南土地区画整理事業の事業推進のため基

金財産から公有財産へ移し替えを4筆、西彼中央土地開発公社からの買い戻しを1筆。繰出金11億9,455万9,120円は、土地区画整理特別会計への繰出金、7年度への繰越明許費として6,883万9,000円を計上。公営住宅管理費の工事請負費4,619万100円は、東高田町営住宅F棟、G棟の長寿命化工事。住宅性能向上リフォーム支援補助金は10件で100万円、親子でスマイル住宅支援補助金が3件で120万円。教育委員会教育総務課、学校教育課では、各種大会参加補助金は、交通費、宿泊費を補助しており、町内の中学校および地域部活動の受け皿である長与スポーツクラブに対する補助金。県予選4チーム、県大会25チーム、九州大会2チーム、延べ31チーム分。小学校費と中学校費の校舎整備工事費は、長与北小の普通教室LED照明取替工事、洗切小および北小のトイレ洋式化工事、長与中および長与第二中の特別教室LED照明取替工事、長与中および高田中のトイレ洋式化工事。学校給食費の賄い材料費は、給食の公会計化に伴う給食食材の購入費。工事請負費と給食用備品購入費は、共同調理場の真空冷却機導入に係る工事費と購入経費。生涯学習課では、文化振興費の報償費では、イリュージョニストDAIKI、人形劇ふしげ駄菓子屋錢天童、謎解きクリエイター松丸亮吾トークショーや平和コンサートに関する謝礼等。開発工事に伴う発掘調査作業委託料は、前年に引き続き嬉里郷皿山付近での調査委託料。文化施設管理費の修繕料は、長与町民文化ホールの空調設備であるエアハンドリングユニットに関する修繕や自動ドア制御器コントローラー取り替えなど24件分。体育施設管理費の修繕料では、町民体育館の総合リモコン盤修理やテニスコートナイター照明取り替え、運動公園広場倉庫の壁修繕、長与シーサイドパーク多目的広場バリアフリートイレ修理など全部で35件分。工事請負費では、長与町民体育館空調設備（冷温水発生機）改修工事など4件分。農業委員会では、歳入は、農業委員会交付金、農地利用最適化交付金、農地集積・集約化対策費補助金。歳出は、農業委員12名および農地利用最適化推進委員8名の報酬、農業委員会委員候補者評価委員1名の報酬。農地利用状況調査謝礼は調査員34名の謝礼。タブレットのインターネット接続料、タブレット紛失時に端末ロック初期化などができるMDM利用料など、以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、建設産業部産業振興課では、新規就農者育成総合対策事業補助金はどのような内容かに対し、認定新規就農者へ経営開始資金を3年間定額助成するものと、経営開始資金の他に事業を行う費用に対して助成するものがあるという答弁でした。ふるさと長与応援寄附金の返礼品の内容はに対し、長崎和牛、手作りハム、ソーセージ、カステラ、角煮まんじゅう、町内のお菓子、燻製、オリーブオイルや観葉植物などがあるという答弁でした。土木管理課では、都市計画道路西高田線の進捗率はに対し、6年度末時点で事業費ベースの進捗率は94%、用地取得97%だが、7月中に2件の契約締結をしているので、用地補償は全て契約している。建物移転についても7月中に建物移転補償の契約締結をしている。という答弁でした。公園遊具の更新についての考え方はに対し、基本的に同じ遊具を更新するが、丸尾第3公園は、安全領域の関係で複数の遊具が設置できなかった

ため、複合遊具を設置し、池山公園はもともと複合遊具だったため、それを設置したという答弁でした。都市計画課では、急傾斜対策工事費の不用額の要因は何かに対し、土を削る作業の中で想定より早く岩盤が出てきたことにより、残土処分の数量が想定より少なかった。施工の範囲は変わらないが、数量の増減があったという答弁でした。町営住宅補修工事の内容はに対し、平成26年度から町営住宅の長寿命化計画の中で進めてきた。6年度の東高田F棟とG棟で外壁工事は全て終了となるという答弁でした。教育委員会教育総務課学校教育課では、タブレットの修理費負担金の内容はに対し、保護者の負担は家庭で破損した場合に発生し、負担額は、画面割れが1万円、実際の修繕費は約2万円程度かかるが、差額は公費で負担しているという答弁でした。給食の異物購入対策として金属探知機の導入の考えはないかに対し、金属に対して一番注意を払っており、野菜のスライサーの刃こぼれがないかは、調理前、調理後の確認をしている。金属探知機については、必要性について研究していくという答弁でした。生涯学習課では、障害者スポーツ振興事業委託金はどのようなものか。卓球関連の購入の根拠はに対し、国の委託事業となっており、卓球は障害者も一緒にできるスポーツであることから卓球台、ボールが飛び出さないようにするフェンスを購入した。町民体育館に置いているという答弁でした。農業委員会では、特記すべき質疑はありませんでした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第64号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由、主な内容は、歳入では収入済額21億4,954万671円、翌年度への繰越事業費の財源となる収入未済額は6,883万9,000円。歳出では支出済額21億4,940万976円で、翌年度への繰越明許費は6,883万9,000円。高田南土地地区画整理事業に係る6年度の事業実績は、本工事費7件18億3,776万6,000円、補償費2件4,119万6,000円、測量試験費7件1億6,015万9,000円、負担金2件8,643万5,000円、その他1件1,499万9,000円。事業進捗率は、道路築造80.8%、宅地造成82.2%との説明がありました。主な質疑といたしまして、総事業費ベースで大体100%に近いと思うが正確な数字が出ているのかに対し、6年度末の総事業費ベースの進捗率は97.6%、道路は管理者に道路を移管したとき、宅地は各地権者にお返ししたときに整備完了となるため、現在ほぼ100%の進捗となっているという答弁でした。三千隠のり面の雑草が生えていることと落石の対策はどうするのかに対し、県の長与都市開発事業所とも協議しており、草刈りやのり面に対応した対策を検討していくという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号令和6年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についての提案理由、主な内容は、収益的収入及び支出の収入は8億167万5,652円、支出は7億2,156万8,038円、資本的収入及び支出の収入は2億1,677万8,715円、支出は4億8,728万757円。資本的収入額が資本的支出額に不足する額

2億7,050万2,042円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額2,568万9,470円、過年度分損益勘定留保資金2億222万2,572円、繰り越し工事資金4,259万円で補填。当年度純利益が5,431万5,278円、当年度未処分利益剰余金は当年度純利益と同額の5,431万5,278円。当年度未処分利益剰余金は全額繰越、欠損金に備える。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、A Iなどを使った漏水対策の研究は何かしているのかに対し、A Iや衛星を使う調査は自治体の面積が広い。近隣自治体と定期的な勉強会を行う中で、技術の革新や動向を含め本町に合ったものを研究していきたいという答弁でした。6年度の耐震化の取り組みはに対し、耐震化の新設を約5キロ弱と布設替えを800メートル程度行った結果、町内の基幹管路の導水、送水、配水本管の耐震適合率が54.4%程度、5年度の全国平均は43.3%であるという答弁でした。以上のような質疑が行われ、剰余金の処分については全会一致で可決すべきもの、決算認定については全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第66号令和6年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての提案理由、主な内容は、収益的収入及び支出の収入は9億8,324万9,210円。支出は9億1,463万9,826円。資本的収入及び支出の収入は1億7,007万428円。支出は4億989万3,586円。翌年度繰越額が3億5,032万8,200円、不用額が1億2,760万4,214円、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億6,505万4,158円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額1,385万5,331円、過年度分損益勘定留保資金2億4,369万8,827円、繰越工事資金750万円で補填、当年度純利益が5,475万4,053円、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益と同額の5,475万4,053円、未処分利益剰余金は、全額、建設改良積立金に積み立てるという説明がありました。主な質疑といたしまして、水洗化率は99.4%と高いが未水洗の現状はに対し、長与町処理区において未水洗の人口が214名、その中でもすぐ下水道が使用できる状況にある人は191名、全く未整備が23名、家屋が古いなど事情もあるが、水洗化の重要さを周知していきたいという答弁でした。下水道は水道に比べて企業債の件数が多いが理由は何かに対し、下水道事業はコストがかかって投資費用があるため国庫補助金が拡充されており、企業債を使うと財源措置、交付税措置などに有利なためという答弁がありました。以上のような質疑が行われ、剰余金の処分については全会一致で可決すべきもの、決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第60号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第64号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 65 号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 66 号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第 60 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○ 13番（堤理志議員）

議案第 60 号の一般会計歳入歳出決算に不認定の立場から討論を行います。令和 6 年度の一般会計決算に係る監査について、監査委員から補助金で不適切な処理があったとの指摘がされております。監査委員審査結果を読みますと、監査委員から会計上の不整合を指摘され、その後に行政当局は事実関係を認めたと思われます。本来不適切な事務処理を行政が発見し、認識したその時点で直ちに監査委員そして議会に報告と説明があって然るべきではなかったでしょうか。ちなみに長崎市議会は、平成 23 年の一般会計決算で、補助金の不適切な処理があったとして全会一致で不認定としています。本町も事の重大さを認識すべきです。町民に対する説明責任を果たす姿勢が欠けていた。このことは行政に対する住民の信頼を失わせる対応であり、道義的に見ても看過できるものではありません。所管課だけの処分で終わらせておりますが、役場組織全体の透明性、説明責任に問題がある。このことをまず指摘をさせていただきます。令和 6 年度当初予算討論で、学校給食費の物価高騰分を保護者負担にしたこと。学校図書室の司書を削減したこと。パートナーシップ制度の導入計画そのものもないことなどを挙げ反対した経緯がありますが、その後、給食食材費は是正が図られました。一度決定したことを年度途中で変更したことで、関係する職員、学校関係者に事務的な負担が生じました。大変大きなものがあったと思いますが、これは物価高騰に苦しむ保護者の負担を軽減する立場に立った努力であり、この英断は大いに評価するところであります。しかし、学校図書の司書削減は、本町が誇れる独自政策を施策後退させることであり、住民や図書館問題に詳しい知人からも非常に残念との声が寄せられました。パートナーシップ制度についても町の総合計画では、性的マイノリティへの理解、促進を書いているにもかかわらず、制度導入に至っておりません。こうした間に時津町はパートナーシップ宣誓制度をスタートさせ、長崎県も制度導入に向け本格的に動き始め、本町は後塵を拝しました。長与町は、他の地域に先駆けて物事に取り組み実現してほしいという願いを込め、町の花をウメに決定したと公式に説明がされて掲載されておりますが、現実とのギャップを感じざるを得ません。また、一般会計から高田南土地区画整理事業への繰り出しも大きな金額であります。一括施工分は最後とはいえ、大型開発の在り方を問題視してきた経緯もあり、言及しないわけにはいきません。この計画は延長に次ぐ延長、長期にわたる

巨額の費用負担は、私のみならず同僚議員からも厳しい批判の意見が上がっておりまます。予算時に指摘した事項は、学校給食費の是正を除き問題を積み残したままであり、結果、他自治体に後塵を拝する結果をもたらしております。評価できる施策も当然ございますが、反対した事項については、今なお決算でも指摘せざるを得ず改善を図る必要があるということを意見し、本決算認定に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は、議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論いたします。令和6年度の本町の一般会計決算は、歳入が約170億5,234万円、歳出が159億3,265万円で、本来一般的にはプラスが数年連続した後にマイナスの年が一度ある程度の繰り返しのバランスが重要な単年度収支が3年連続でマイナスとなっていることや、自治体のこれまでの収支の累積結果と言える実質単年度収支が10年前の平成27年度がマイナス3,600万円だったところから10年間赤字が続き、令和6年度は、この10年間で最大のマイナス6億6,100万円となっている点は危惧いたしますが、一般会計から毎年度多額の繰り出しを行ってきた高田南土地区画整理事業の一括施工の最終年度であったことで、同事業会計約11億9,456万円という大きな繰り出しを行ったことが、6年度のマイナスの要因の1つであること。また、将来の事業に備えて各基金を大きく取り崩していないことなどからしますと、これらの収支は、現年度以降は一定の回復が期待できるものと考えます。令和2年度以降の新型コロナ対応臨時交付金の多額の交付が影響し、増加傾向にあった実質収支比率を下げていくことを意識して事業実施が必要であるということを昨年の9月定例会での5年度決算認定の際の討論で申し上げましたが、6年度は前年より1.7ポイント下がっております、こちらも評価できるものと考えます。6年度は新規の独自事業は少ない印象で、限られた予算の中で街路整備や公共施設維持補修などのハード面から防災教育などのソフト面までの基本的、普遍的な住民福祉を維持徹底したという言い方ができる一方、これは逆に財政的な余裕がないことの表れとも言えますが、ふるさと長与応援寄附金収入が前年度の2億4,700万円から約1億円增收の3億4,850万円となっていることや、町税の収入未済額、不納欠損額は、共に前年度比で約700万円減少している点からは、自主財源を確保しようという各所管課の努力が見えます。また、自由に使える大きな予算がない中で、多胎妊娠健診助成や産後ケアなど、子育てしやすい町ながよを維持するために小さな事業も開始、継続する姿勢も評価したいと思います。しかしながら、改善が必要と思われる事業もあり、従前より料金やサービスの改善の必要性を申し上げております潮井崎キャンプ場施設使用料収入は、前年度を僅かに下回っており、新たな看板の設置や町民、障害者等への減免もない状態は、観光資源として活用したいのか、

健康増進施設として利用して欲しいのか、施設の意義や目的も曖昧な状態である表れで、改めて運営の再考を求める。また、6年度の事業に関する重大事案として、職員の不適切な事務処理により国費での新規就農者への補助金が国庫補助の対象外となつたことで、町が支出せざるを得ず、町に150万円の損害が与えられた件は触れざるを得ません。私は、これまで一般質問を中心に公金支出の透明化と不正や汚職の防止の徹底を目的として、補助金の支出先などの詳細や随意契約の内容、理由をホームページ等で公表することを求めてまいりましたが、本町の回答はいずれも必要ないという旨のものでした。本件は報道もされており、このような不正は、本町役場のイメージを下げ、職員の士気を低下させると同時に優秀な人材が就職先として本町を選択するかどうかにも影響するものですので、再発防止はもとより、その他のあらゆるケースの不正をできる限り防ぐため、情報公開などの透明化を進めるべきということは申し上げておきます。その他では、委員会での詳細な審査の結果、全般に不認定とすべき瑕疵は見受けられませんでしたので、認定に賛成いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

これから議案第61号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第61号令和6年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

これから議案第62号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第62号につきましても、不認定の立場から討論を行います。後期高齢者医療制度は、住民が75歳に到達すると従来の医療保険制度から脱退させ、この制度に加入することになります。高齢者が増えるほど、それに伴い医療費が増えるほど、保険料が高くなり続ける制度設計となっております。該当する高齢者は、戦後の荒廃から国土と郷土の復興を成し遂げ、今日私たちが生活できる土台を築き上げてきた方々です。この間の新自由主義的政策の結果、若い世代に非正規雇用の割合が増加しました。結果、貧困と格差の拡大をもたらし、未婚の増加と少子化が加速したその一因になったと思われます。一方の大企業と富裕層には富が集中しています。そこに応分の負担を求めずして高齢者と現役世代等を対立させる構図をつくり、高齢者が長生きするほどペナルティのごとく保険料を重くする制度は、見直しが必要であります。戦後の日本国憲法に地方自治が明記されたとおり、自治体、町は、国の出先機関ではありません。広域連合の財政調整基金や財政安定化基金に高齢者の負担を抑えるために基金に国庫負担から拠出することを国に求めるなど、町、町村会、地方6団体の一員として提案することなど、できることは多々あると考えます。制度を住民の側に立って改善に力を尽くすことを求め討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第62号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり認定することに決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

これから議案第63号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第63号につきまして、不認定の立場から討論を行います。この決算は、第9次介護保険事業計画に基づき事業運営されているものですが、この計画策定時の意向調査に基づき住みなれた地域、自宅などで過ごしたいという希望に沿った計画であるとの説明が以前ございました。住みなれた自宅で過ごすケースとしては、軽度の場合は問題がありませんが、いわゆる老老介護や認知症が進行しつつある単身高齢者を自宅に

置いておけるわけにはいかなくなり、やむなく仕事を退職し、介護に当たっている方々の心理的、そして、経済的負担は大きくなっていくものと考えます。施設への入所を希望する方から、なかなか入所できない状況もあると聞き及んでおります。自立を促す支援に注力するとの説明がございましたが、自立を促す活動を否定するものではありませんが、介護保険制度が始まった当初、介護を必要とする方とその家族を救済するための制度が介護保険であると説明がされてきました。要支援、要介護者が増えるごとに、保険料や支援認定の基準に変更が加えられました。また、入所型サービスを増やせないのは、それが自治体の負担ならびに保険料の増加として住民にもはね返ってくる仕組みであるからです。介護保険制度は、町の運営上の問題というより、利用者が増えても国庫負担割合を必要に応じて増やすことが最大の要因だと思います。被保険者は、利用の制限もしくは保険料の値上げか、この選択を余儀なくされてしまいます。町の努力だけでは難しい。このことも重々承知はしておりますが、住民の置かれた実態に即した制度の改善と県や国の予算拡充を町から強く働きかけることを求め、討論といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第63号令和6年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

これから議案第64号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第64号長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業歳入歳出決算の認定について、不認定の立場から討論を行います。この間、本事業が長与町の財政と住民福祉の事業を推進するに当たり負の影響を与えていると指摘し、20年近く指摘し、反対してまいりました。もともと当初計画では、総事業費は約112億円、そして、約10年で完了する計画がありました。私の所属党派の先輩方も町の玄関口の整備が必要との立場から、しばらくの間、予算決算に賛成をしてまいりました。しかし、工事期間と予算の増額が止まらず、予算決算への態度の変更をせざるを得ませんでした。実際に竣工までに40

年、事業費は3倍に膨れ上りました。住民からすれば、いつになつたら終わるのか。なぜ、これほど見通しが甘かったのか。こういう疑問が寄せられております。本来なら地域の未来を切り開くはずの事業ですが、地元新聞社は、まちづくりのかせと題して膨張する事業を問題視する記事を掲載いたしました。特集記事は、住民の間で話題になりました。またこの間、移転を余儀なくされ不自由な暮らしをされた方々や、さまざま振り回された方などの心情も察するにあたりあります。事業が終了してもアクセス道路や起債償還など多くの課題が残ります。今となっては早期の清算と完全な完成を望むものであります。負の側面について目を閉ざし、口を閉ざすことは住民が許さず、議会でも反対の意見が存在したことを議事録の形で町の歴史に刻み、後世に警鐘を鳴らすべく決算認定に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第64号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

これから議案第65号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第65号令和6年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決します。

剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案のうち剰余金の処分については可決されました。

次に、議案第65号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第65号令和6年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてのうち、決算認定について採決します。

決算認定に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案のうち、決算認定については、認定することに決定しました。

これから議案第66号のうち、剰余金の処分について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第66号令和6年度長与町下水道事業剰余金の処分および決算認定についてのうち、剰余金の処分について採決します。

剰余金の処分に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案のうち、剰余金の処分については可決されました。

次に、議案第66号のうち、決算認定について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第66号令和6年度長与町下水道事業剰余金の処分および決算認定についてのうち、決算認定について採決します。

決算認定に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案のうち決算認定については、認定することに決定しました。

日程第18、議案第70号さくら野東地域交流センター建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

ただいま議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第70号さくら野東地域交流センター建設工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。本工事請負契約は、9月1日に指名業者18社による指名競争入札を実施をいたしまして、山総建設株式会社が7,260万円で落札いたしま

したので、本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方は、長崎市西山2丁目8番17号、山総建設株式会社、代表取締役山口周二、資本金2,000万円でございます。工事の概要といたしましては、高田南土地区画整理事業地の一括施工地内におきまして、1階平屋建て軽量鉄骨造、延べ床面積150.44平方メートルの施設1棟の建設を行うものでございます。なお、参考図面として平面図等を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。

議案第70号について、質疑はありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私はこの図面というよりも、いつもお尋ねをしております予定価格、最低制限価格、それから町内の何社が入ったのかですね。これについてお尋ねします。それと同時に町内業者育成対策を私はしょっちゅう申し上げておりますけど、この対策について話し合われたのかどうかね。これは指名委員長の方から、まずはお答えを頂きたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

指名委員長、よろしいですかね。そしたら町内業者育成に関するこります。

荒木副町長。

○副町長（荒木重臣君）

町内業者の育成、大事さというのは、重々分かってますつもりでございます。所管におきましても大きさは分かっているつもりでございます。指名を決定するに当たってですね。われわれ規定とか要綱、そういうのを基にするんですが、なかなかそれを基にやっているんですが、町内業者をそこに入れるというのが、今の規定上は、なかなか難しいものがあります。そこで今現在、所管の方で、この規定、要綱等について改正するよう今取り組んでいるところでございます。ただ、この取り組んでいるんですが、やはりこの公平性とかですね公正性、こういったのが慎重に協議していくかないといけませんので、そこでですね、いろんな所等々を参考にしながら現在やっているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

私の方からは数字的なところをお答えしたいと思います。予定価格の方でございますが、税込みで7,392万5,500円でございます。それから最低制限価格でございますが、こちらも税込みで6,861万300円でございます。それから業者、町内業者の

方でございますが、本入札においては3社が指名業者として選定されております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第70号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第70号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第70号さくら野東地域交流センター建設工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第71号長与町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

ただいま議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第71号長与町教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由を申し上げます。本年9月30日をもちまして、長与町教育委員会教育長の任期が満了をいたします。このたび再度、金崎良一氏を任命いたしたく議会の同意をお願いする次第でございます。金崎氏につきましては、令和4年10月から1期3年にわたり、町内小中学校の教育水準の向上に努めてこられたわけでございます。任期中は、GIGAスクール構想の推進、部活動の地域展開の推進、高田義務教育学校の推進などに取り組まれた他にですね。長崎県町村教育長会会長、九州地区町村教育長会理事、全国町村教育長会理事として活躍されるなど、今日の教育行政の推進と振興発展にご尽力をいただいているところでございます。教育関係に深いご理解と意欲をお持ちの方であり、人格、識見とともに長与町教育長として適任であると確信をしております。同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第71号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第71号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第71号長与町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第21、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件

につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

次に、教育長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

先ほどはご同意を頂きありがとうございます。貴重なお時間を拝借いたしまして、ごあいさつをさせていただきます。内容はお礼とお願いでございます。まずはお礼からです。令和4年9月議会におきましてご提案、ご同意頂き、当10月より約3年間、本職を務めさせていただきました。この間、吉田町長はじめ長与町役場の皆さま方、そして安藤議長をはじめ議員の皆さま方には、大変お世話になりました。おかげさまで町政の柱の1つであります教育の業務につきまして、何とか推進をすることができたというふうに捉えております。皆さまありがとうございます。続きまして、お願いでございますが、ただ今皆さまから教育長職のご同意を頂きました。ありがとうございます。これから3年間、住民の皆さまのため、また特別に取り上げますが、未来ある子どもたちのために、精いっぱい務めさせていただきたいというふうに思っております。これまで同様、皆さま方にはご指導、ご鞭撻も含めご支援を頂きますよう、どうぞよろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田慎一君）

閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。去る9月2日に開会していただきました令和7年第3回長与町議会定例会も本日最終日となりました。本定例会では、令和6年度の各会計歳入歳出決算認定をはじめ提案いたしました各議案につきまして、本当に長い期間、慎重にご審議を賜り、ご決定を頂きました。心からお礼と感謝を申し上げる次第でございます。また8名の議員の皆さまから一般質問をいただき、町政の発展の立場からご指摘等を賜りました。重ねて感謝を申し上げる次第でございます。皆さまからのご指摘、ご指導、ご提案につきましては、真摯に取り組んでまいります。今後とも住みたい、住み続けたい、住んで良かったと思っていただけるよう幸福度日本一の長与町の実現を目指し、100年安心のまちづくりに邁進してまいりますので、議員の皆さま方におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。いよいよ季節は秋を迎えるわけでございます。町民体育祭や各地区の公民館まつりなど、大小さまざまな行事がめじろ押しとなっております。議員の皆さまにもご

協力をいただく場面があろうかと思います。引き続きお力添え賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これにて会議を閉じます。

令和7年第3回長与町議会定例会を閉会いたします。

（閉会　12時03分）